

## 木村茂男議員

## 1 指定管理者制度について

指定管理者制度導入に当たっての総括を伺い、選定委員会の組織構成と審査の基準・方法を伺う。

なお、この制度の平等な競争原理からも民間人を委員として登用すること、委員の除斥条項の必要性を伺いたい。

市営斎場の選定について9月末現在、太田斎場の選定の手続が、公募するとなつて報告されているが、その後に変更となつたことの経緯を伺いたい。

総務部長 常陸太田市における指定管理者制度の導入に向けた取り組みは、昨年度末から本格的に検討を開始し、庁議及び事務改善委員会において、導入方針等について検討し、現在、管理委託制度を導入している地方自治法の経過期間特例該当の施設を優先的に導入について検討し、あわせて、制度の導入によって経費節減の効果が期待できる施設についても、第1回目の導入時期として、平

成18年4月を目標に検討することとした。

今後の対応については、今議会に提案した案件以外にも、引き続き導入を検討してまいりたい。

選定委員会の組織構成は、助役を委員長に、収入役、教育長を副委員長に、部長職12人を委員とする常陸太田市公の施設の指定管理者選定委員会を設置した。

審査の基準・方法については、審査の視点を定めた採点基準等について規定した指定管理者選定委員会審査要領を制定し、事業計画書、収支計画書、申請者の経営状況説明書等を審査し、一部の利用者に対する不当な利用制限がないか、施設の利用促進をさせる方策がとられているか、経費の縮減に対し、事業者の創意工夫が見られるかなどの審査をした。

市営斎場の指定管理者の募集方法については、指定管理者選定委員会要領により、公募または公募によらない方法のいずれによるかを、指定管理者選定委員会が審議することとされている。これにより、公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に

関する条例第4条第1項に規定されている、公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる基準に照らし、審査したところである。

斎場業務については、合併以前より、既に里美斎場に指定管理者制度が導入されていたが、今後は、両施設の管理運営を一体的に行うことが施設管理の合理化に資するとの判断から、同条例第4条第1項に規定する「当該公の施設の性格、規模及び機能により募集することが適さないと認められるとき」に該当するとした。これにより、公募によらず、里美斎場の指定管理者である(財)里美ふるさと振興公社を選定したものである。

## 2 駅前周辺地区整備について

日立電鉄線の廃止が決定した今日、今、置かれている財政状況の中で次年度予算編成に当たり、この地区の整備の対応としてこの種の事業実施に踏み切るには、それなりの財政的な手だてが求められることになると思う。現在、実施可能な都市基盤整備事業の方策となる、国・県における補助助成等の支援制度の現状について伺いたい。

市長 常陸太田市の玄関口としての常陸太田駅前、決してよい状態とは言えない状況にあると思う。そのような中で、国道349号、293号が変則的に交差をしている太田駅前の交通渋滞の緩和策の整備と、地元の活性化、JR太田線の乗降客の増加、加えて、常陸太田市がこれからも力を入れていく観光事業の玄関口としての整備等々を考えたときに、太田駅前の整備が必要であるという判断をして、従前、日立電鉄線が動いていたときには、JR線と日立電鉄線の統合した駅舎等の建設も含めた大きな計画であったが、規模的にはそれよりも縮小した形で、駅前の整備を進めていきたいと考えているところである。

建設部長 国・県における補助助成等の支援制度については、現在のところ、まちづくり交付金や地方道路交付金事業、街路事業等の国の補助事業が考えられている。

まちづくり交付金事業は、平成16年4月に創設された助成制度で、目的は、地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かしたまちづくりを指し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と、地域経済社会の活性化を図るといふものである。

体系や救急車の適正利用の普及啓発さらには、緊急度の低い事案の有料化などについて検討に入ったので、この結果を踏まえ、救急体制や消防体制のあり方を含めて、当市に合った対応をしまいいりたいと考えている。

市長 里美地区関連についての救急体制の充実ということで、不十分な地域に対する救急体制の充実ということを考えている。具体的には、里美支所の建物の一部を改造し、そこを救急隊の詰所として救急車を1台配備し、要望にこたえていき、里川町地内、徳田地区も含めて、その救急体制を充実させていきたいと考えている。

時期的には、来年度の9月30日をもって開設をしていきたいと考えている。将来的には、この救急業務プラス防災防火業務等も考えていく必要があると思っている。当面は救急業務に集中するが、それでも早く配備をしたいという考えから実行していきたいと思っている。

医師不足の関連については、現在、茨城県全体では人口10万人対比で、144・2人。当市は、10万人当たりで換算すると、約半分の71・2人。近隣の市町でも同様で、常陸大宮保健所管内の平均値では、人口10万人対

比で69・4人となっており、この地域における医師不足は、大変深刻な状況下にあるが、来年7月に常陸大宮市に広域の済生会病院が開設をされることになっているので、特に当市の西部地区における医療体制については、それが大きく寄与してくるものと期待しているところである。

また、市としても18年度に天下野診療所、里美歯科診療所の建て替えを予定し、その整備を進めていく考えである。

さらに、茨城県を中心に、県北西部地域における医療提供体制の確保ということ、協議会ができており、当市を含め、常陸大宮市、城里町、大子町の4市町が集まり、県医師会、県保健福祉部との意見交換をしており、引き続きこれらの協議会の中で、医療体制の充実に向けて努力をしていきたいと思っている。

## 2 要保護児童対策地域協議会の設置について

当市においても、虐待の未然防止や早期発見、早期対応をするために、「ひたちおおたお知らせ版」10月25日号に、「虐待から子供を守るう」と掲載されている。

虐待対策は国の責任でやるべき

だが、自治体間で取り組みに差がある。要保護児童対策地域協議会は、従来の児童虐待防止ネットワークより信頼度が増して、被虐待児の発見保護に効果があると期待されているが、その設置について考えを伺いたい。

保健福祉部長 要保護児童対策地域協議会の設置については、当市はまだ未設置であるが、家庭における児童養育等の相談については、現在、家庭相談員を配置し、相談業務に努めているところである。

また、相談による個別のケースの対応については、従前から関係機関と連携を密にしながら、協力をいたしながら、その対応に努めている。さらに、充実を図るため、今年度より県児童相談所、福祉事務所、教育委員会と、毎月第1火曜日に行う定例の連絡会を開催して、情報の共有化、個別ケースの検討、連絡調整を行っている。

協議会の設置については、今後、関係機関等の代表者の理解や、要保護児童等への支援に関する検討、連携、協力のさらなる強化を踏まえて、平成18年度に当協議会を設置してまいりたいと考えている。

## 3 学童保育について

平成17年度の実施計画に盛り込まれている放課後児童クラブ事業の充実として、児童クラブ設置の準備概要として、世矢小学校の条件が整い次第開校、また、久米小学校に設置とあるが、この実施計画は現在どのようになっているのか伺いたい。

保健福祉部長 久米小学校への放課後児童クラブの設置については、数年先まで空き教室が見込めない状況であったために、学校敷地内にプレハブでの設置をし、本年9月に建設工事が完了し、既に10月3日から開設をしている。

また、世矢小学校への設置については、平成18年度に空き教室を利用して開設を計画している。教育委員会、また学校長とも調整をしており、平成18年度当初予算に計上を計画している。

